

頁	現行	改正（案）	修正理由等
1-3	第1章 総則 （略） 第5節 市民及び事業所の基本的責務 「自らの身の安全は自らが守る」ことが防災の基本である。 市民及び事業所は、その自覚を持ち、<u>平常時</u>より災害に対する備えを心がけるとともに、一般的に自分は大丈夫という思い込み（正常性バイアス）が働くことを自覚しながら、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。特に、いつでもどこでも起こりうる地震等の災害による人的被害、経済被害を軽減する減災のための備えをより一層充実する必要がある、災害に関する知識と各自の防災・減災に習熟し、その実践を促進する運動を展開することが必要である。 1 市民の責務 地域における被害の拡大防止や軽減を図るため、<u>平常時</u>から災害の発生に備える意識を高め、災害教訓の伝承や災害に関する知識の習得、災害への備えを行うとともに、災害時には自主的な防災活動に努めるものとする。 また、市、道及び防災関係機関が実施する防災対策に協力するものとする。 (1) <u>平常時</u>の備え （略）	第1章 総則 （略） 第5節 市民及び事業所の基本的責務 「自らの身の安全は自らが守る」ことが防災の基本である。 市民及び事業所は、その自覚を持ち、<u>平時</u>より災害に対する備えを心がけるとともに、一般的に自分は大丈夫という思い込み（正常性バイアス）が働くことを自覚しながら、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。特に、いつでもどこでも起こりうる地震等の災害による人的被害、経済被害を軽減する減災のための備えをより一層充実する必要がある、災害に関する知識と各自の防災・減災に習熟し、その実践を促進する運動を展開することが必要である。 1 市民の責務 地域における被害の拡大防止や軽減を図るため、<u>平時</u>から災害の発生に備える意識を高め、<u>防災訓練などの自発的な防災活動への参加や、防災教育等により、</u>災害教訓の伝承や災害に関する知識の習得、<u>食料、飲料水をはじめとする生活必需物資の備蓄など、</u>災害への備えを行うとともに、災害時には自主的な防災活動に努めるものとする。 また、市、道及び防災関係機関が実施する防災対策に協力するものとする。 (1) <u>平時</u>の備え （略）	文言整理 【北海道】 防災基本計画の修正に伴う修正 【北海道】 文言整理 【北海道】

恵庭市地域防災計画 地震災害対策編 新旧対照表

2事業所の責務

(略)

1-4(1) 平常時の備え

(略)

第6節 災害対策行動マニュアルの作成

この計画を、実施するため、恵庭市災害対策本部の各対策部は、平常時から具体的な「災害対策行動マニュアル」を作成し、防災訓練によりマニュアルの実効性を検証するとともに各対策部に常備し、部内の職員に周知を図るものとする。

(略)

第2章 恵庭市の地勢と災害の概要

第1節 自然条件

(略)

2地震災害の状況（北海道）

(略)

発生年月日 地震災害名	震源	規模	恵庭市内の 最大震度	被害状況等
昭和43年5月16日 「1968年十勝沖地震」	青森県東方沖	7.9	5	被害額 6,262千円
平成15年9月26日 「平成15年十勝沖地震」	十勝沖	8.0	4	重症1名骨折
平成30年9月6日 「平成30年北海道胆振東部地震」	胆振地方中東部	6.7	5強	

(略)

第3章 防災体制

(略)

2事業所の責務

(略)

(1) 平時の備え

(略)

第6節 災害対策行動マニュアルの作成

この計画を、実施するため、恵庭市災害対策本部の各対策部は、平時から具体的な「災害対策行動マニュアル」を作成し、防災訓練によりマニュアルの実効性を検証するとともに各対策部に常備し、部内の職員に周知を図るものとする。

(略)

第2章 恵庭市の地勢と災害の概要

第1節 自然条件

(略)

2地震災害の状況（北海道）

(略)

発生年月日 地震災害名	震源	規模	恵庭市内の 最大震度	被害状況等
昭和43年5月16日 「1968年十勝沖地震」	青森県東方沖	7.9	5	被害額 6,262千円
平成15年9月26日 「平成15年十勝沖地震」	十勝沖	8.0	4	重症1名骨折
平成30年9月6日 「平成30年北海道胆振東部地震」	胆振地方中東部	6.7	5強	
令和7年12月8日 「青森県東方沖の地震」	青森県東方沖	7.5	4	

(略)

第3章 防災体制

(略)

文言整理

【北海道】

文言整理

【北海道】

被害地震の追加

【恵庭市】

恵庭市地域防災計画 地震災害対策編 新旧対照表

3-2

5-2

第1節 恵庭市災害対策本部

(略)

4 地震非常配備態勢

(略)

(3) 地震非常配備体制の種別、配備基準、配備内容は別表のとおりとする。

種別	配 備 時 期	配 備 内 容
地震第1非常配備	1 震度4の地震が発生したとき 2 その他必要により本部長が当該非常配備を指令したとき	1 次の各班の所要の人員をもって情報収集、応急対策実施にあたる 2 状況により速やかに第2非常配備体制に円滑に移行できる体制とする ・総務対策部（本部班、庶務班） ・支援対策部（広報班） ・経済対策部（経済対策班） ・保健福祉対策部（救護班） ・生活環境対策部（環境対策班） ・水道対策部（給水班、下水道班） ・建設対策部（道路河川班、施設班） ・避難教育対策部（避難対策班、教育対策班） ・消防部隊本部（総務班、 <u>司令情報班</u> 、第一中隊、第二中隊）
地震第2非常配備	1 震度5弱以上の地震が発生したとき 2 その他必要により本部長が当該非常配備を指令したとき	1 災害対策本部を設置し、関係対策部の所要の人員をもって、情報収集、連絡活動及び応急対策を実施する 2 状況により速やかに第3非常配備体制に円滑に移行できる体制とする
地震第3非常配備	1 震度6弱以上の地震が発生し被害が甚大になると予想され、あるいはこれらの被害が発生したとき 2 その他必要により本部長が当該非常配備を指令したとき	1 災害対策本部を設置し、各対策部員をもってあて 2 それぞれの災害応急活動ができる体制とする

(略)

第1節 恵庭市災害対策本部

(略)

4 地震非常配備態勢

(略)

(3) 地震非常配備体制の種別、配備基準、配備内容は別表のとおりとする。

種別	配 備 時 期	配 備 内 容
地震第1非常配備	1 震度4の地震が発生したとき 2 その他必要により本部長が当該非常配備を指令したとき	1 次の各班の所要の人員をもって情報収集、応急対策実施にあたる 2 状況により速やかに第2非常配備体制に円滑に移行できる体制とする ・総務対策部（本部班、庶務班） ・支援対策部（広報班） ・経済対策部（経済対策班） ・保健福祉対策部（救護班） ・生活環境対策部（環境対策班） ・水道対策部（給水班、下水道班） ・建設対策部（道路河川班、施設班） ・避難教育対策部（避難対策班、教育対策班） ・消防部隊本部（総務班、第一中隊、第二中隊）
地震第2非常配備	1 震度5弱以上の地震が発生したとき 2 その他必要により本部長が当該非常配備を指令したとき	1 災害対策本部を設置し、関係対策部の所要の人員をもって、情報収集、連絡活動及び応急対策を実施する 2 状況により速やかに第3非常配備体制に円滑に移行できる体制とする
地震第3非常配備	1 震度6弱以上の地震が発生し被害が甚大になると予想され、あるいはこれらの被害が発生したとき 2 その他必要により本部長が当該非常配備を指令したとき	1 災害対策本部を設置し、各対策部員をもってあて 2 それぞれの災害応急活動ができる体制とする

(略)

札幌圏消防指令
センターの運用
開始に伴う修正

【恵庭市】

恵庭市地域防災計画 地震災害対策編 新旧対照表

	第4章 災害予防計画	第4章災害予防計画	
4-1	地震による災害の発生及び拡大の防止を図ることを目的に、市、道及び防災関係機関は、災害予防対策を積極的に推進するとともに、市民及び事業所は、<u>平常時</u>より災害に対する備えを心がけるよう努めるものとする。 第1節 市民の心構え 道内で過去に発生した地震災害や平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災や平成23年3月の東日本大震災の経験を踏まえ、市民は、自らの身の安全は自らが守るのが基本であるとの自覚を持ち、<u>平常時</u>より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。 地震発生時に、市民は、家庭または職場等において、個人または共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、地震災害による被害の発生を最小限にとどめるために必要な措置をとるものとし、その実践を促進する市民運動を展開することが必要である。 1 家庭における措置 (1) <u>平常時</u>の心得 (略)	地震による災害の発生及び拡大の防止を図ることを目的に、市、道及び防災関係機関は、災害予防対策を積極的に推進するとともに、市民及び事業所は、<u>平時</u>より災害に対する備えを心がけるよう努めるものとする。 第1節 市民の心構え 道内で過去に発生した地震災害や平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災や平成23年3月の東日本大震災の経験を踏まえ、市民は、自らの身の安全は自らが守るのが基本であるとの自覚を持ち、<u>平時</u>より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。 地震発生時に、市民は、家庭または職場等において、個人または共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、地震災害による被害の発生を最小限にとどめるために必要な措置をとるものとし、その実践を促進する市民運動を展開することが必要である。 1 家庭における措置 (1) <u>平時</u>の心得 (略)	文言整理 【北海道】 文言整理 【北海道】 文言整理 【北海道】
4-2	2 職場における措置 (1) <u>平常時</u>の心得 (略) 第2節 地震に強いまちづくり推進計画 (略) 6 物資及び防災資機材等の整備・確保	2 職場における措置 (1) <u>平時</u>の心得 (略) 第2節 地震に強いまちづくり推進計画 (略) 6 物資及び防災資機材等の整備・確保	文言整理 【北海道】 文言整理 【北海道】

恵庭市地域防災計画 地震災害対策編 新旧対照表

4-3	市及び関係機関、道は、災害時において住民の生活を確保するための食料その他の物資の確保、及び災害発生時における応急対策活動を円滑に行うための防災資機材等の整備に努めるとともに、地域内の備蓄物資や物資拠点について<u>物資調達・輸送調達等支援システム</u>にあらかじめ登録し、供給事業者の保有量と併せ、備蓄量等の把握に努める。 その際、要配慮者向けの物資等の確保に努めるものとする。 また、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者の発災時の連絡先、要請手段等の確認を行うよう努めるものとする。 (略) 第10節 火災予防計画 (略) 2 火災予防の徹底 火災による被害を最小限に食い止めるためには、初期消火が重要であるので、市及び道は、地域ぐるみ、職場ぐるみの協力体制と強力な消防体制の確立を図る。	市及び関係機関、道は、災害時において住民の生活を確保するための食料その他の物資の確保、及び災害発生時における応急対策活動を円滑に行うための防災資機材等の整備に努めるとともに、地域内の備蓄物資や物資拠点について<u>新物資システム（B-P L o）</u>にあらかじめ登録し、供給事業者の保有量と併せ、備蓄量等の把握に努める。 その際、要配慮者、<u>女性、子ども</u>向けの物資等の確保に努めるものとする。 また、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者の発災時の連絡先、要請手段等の確認を行うよう努めるものとする。 (略) 第10節 火災予防計画 (略) 2 火災予防の徹底 火災による被害を最小限に食い止めるためには、初期消火が重要であるので、市及び道は、地域ぐるみ、職場ぐるみの協力体制と強力な消防体制の確立を図る。	防災基本計画の修正に伴う修正 【北海道】
	4-8 (1) 一般家庭に対し、予防思想の啓発に努め、消火器の設置促進、消防用水の確保を図るとともに、これらの器具等の取り扱い方を指導し、地震時における火災の防止と初期消火の徹底を図る。 (2) 防災思想の啓発や災害の未然防止に着実な成果をあげるため、地域の自主防災組織、<u>婦人</u>防火クラブ、幼少年火防クラブ等の設置及び育成指導を強化する。 (3) ホテル、デパート、病院等、一定規模以上の防火対象物に対し、法令の基準による消防用設備等の設置を徹底するとともに、自主点検の実施及び適正な維持管	(1) 一般家庭に対し、予防思想の啓発に努め、消火器<u>やガスのマイコンメーター、感震ブレーカー</u>の設置促進、消防用水の確保を図るとともに、これらの器具等の取り扱い方を指導し、地震時における火災の防止と初期消火の徹底を図る。 (2) 防災思想の啓発や災害の未然防止に着実な成果をあげるため、地域の自主防災組織、<u>女性</u>防火クラブ、幼少年火防クラブ等の設置及び育成指導を強化する。 (3) ホテル、デパート、病院等、一定規模以上の防火対象物に対し、法令の基準による消防用設備等の設置を徹底するとともに、自主点検の実施及び適正な維持管	防災基本計画の修正に伴う修正 【北海道】 団体名変更に伴う修正

恵庭市地域防災計画 地震災害対策編 新旧対照表

	理の指導を強化する。 （略） 第５章　災害応急対策計画 （略） 第５節　災害広報計画 （略） １　広報の内容 （１）地震発生直後の広報 ア　余震情報 イ　地震時の一般注意事項 ウ　初期消火活動、人命救助の呼び掛け エ　災害情報、被害情報、火災状況（発生箇所、避難等） オ　避難に関する情報（避難指示等の状況、避難所の位置、経路等） カ　市の災害対策活動体制及び活動状況 キ　その他必要事項 （略） 第１７節　生活関連施設対策計画 （略） ５　通信 （１）応急復旧 東日本電信電話(株)北海道事業部などの電気通信事業者は、地震災害発生時の通	理の指導を強化する。 （略） 第５章　災害応急対策計画 （略） 第５節　災害広報計画 （略） １　広報の内容 （１）地震発生直後の広報 ア　余震情報 イ　地震時の一般注意事項 ウ　初期消火活動、人命救助の呼び掛け エ　災害情報、被害情報、火災状況（発生箇所、避難等） オ　避難に関する情報（避難指示等の発令の状況、避難所の位置、経路等） カ　市の災害対策活動体制及び活動状況 キ　その他必要事項 （略） 第１７節　生活関連施設対策計画 （略） ５　通信 （１）応急復旧 N T T東日本（株）北海道事業部などの電気通信事業者は、地震災害発生時の	
	信を確保するため、施設の被害調査、点検を実施するとともに、被害があった場	通信を確保するため、施設の被害調査、点検を実施するとともに、被害があった	防災基本計画の修正に伴う修正【北海道】
			社名変更に伴う修正

恵庭市地域防災計画 地震災害対策編 新旧対照表

	合又は異常事態の発生により通信が途絶するような場合において、速やかに応急復旧を実施するなどの対策を講ずるものとする。 (略) 第 1 8 節 医療救護・助産及び歯科医療救護計画 本節については、一般災害対策編第 5 章第 1 8 節「医療救護・助産及び歯科医療救護計画」を準用するものとする。	場合又は異常事態の発生により通信が途絶するような場合において、速やかに応急復旧を実施するなどの対策を講ずるものとする。 (略) 第 1 8 節 医療救護・<u>福祉</u>・助産及び歯科医療救護計画 本節については、一般災害対策編第 5 章第 1 8 節「医療救護・<u>福祉</u>・助産及び歯科医療救護計画」を準用するものとする。	北海道地域防災計画との整合 【恵庭市】
--	--	---	-----------------------------------